

静岡市建築工事における週休2日工事の実施に係る積算方法等の運用基準

令和2年7月7日

この基準は、建築工事における週休2日工事を実施に係る積算方法等の運用について必要な事項を定めるものとする。

1 工事費の積算方法

週休2日工事において、「2 単価の補正方法等」に基づき、休日の確保状況に応じて労務単価を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価（静岡県）に以下の補正係数を乗じて補正する。

ア 4週8休相当（休日の確保が8日/28日（28.5%）以上の場合）

1.05

イ 4週7休相当（休日の確保が7日/28日（25%）以上8日/28日未満の場合）

1.03

ウ 4週6休相当（休日の確保が6日/28日（21.4%）以上7日/28日未満の場合）

1.01

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価等

市場単価及び補正市場単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章6の表A-1、表E-1及び表M-1に代えて、(1)ア、イ及びウの補正係数を用いて算出した以下の表A-1-2、表E-1-2及び表M-1-2の補正率及び以下の式により基準単価及び基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても以下の表の補正率及び以下の式により基準単価及び基準補正単価を算出する。

なお、以下の表の補正率には、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映

するための補正も含まれていることに留意する。

【新営の市場単価等の場合】

$$\text{市場単価及び補正市場単価} \times \text{新営補正率} = \text{新営の基準単価}$$

【全館無人改修の市場単価等の場合】

$$\text{市場単価及び補正市場単価} \times \text{新営補正率} = \text{全館無人改修の基準単価}$$

【執務並行改修の市場単価等の場合】

$$\text{市場単価及び補正市場単価} \times \text{改修補正率} = \text{執務並行改修の基準補正単価}$$

表A-1-2 市場単価及び補正市場単価の補正率

工種	摘要	4週8休相当		4週7休相当		4週6休相当	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.03	1.03	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.12	1.02	1.11	1.01	1.10
防水工事		1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事（シーリング）		1.04	1.17	1.02	1.16	1.01	1.14
石工事		1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
タイル工事		1.03	1.14	1.02	1.13	1.01	1.11
木工事		1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
屋根及びびとい		1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事		1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
左官工事		1.04	1.18	1.03	1.17	1.01	1.15
建具（ガラス）		1.03	1.12	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）		1.04	1.19	1.03	1.17	1.01	1.16
塗装工事		1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
内外装工事		1.03	1.15	1.02	1.14	1.01	1.12
内外装工事（ビニル系床材）		1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
ユニットその他		1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表E-1-2 市場単価及び補正市場単価の補正率

工種	摘要	4週8休相当		4週7休相当		4週6休相当	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.04	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.03	1.15	1.02	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.06	1.01	1.05
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
電動機その他 接続材工事	金属製可とう電線管	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-1-2 市場単価及び補正市場単価の補正率

工種	摘要	4週8休相当		4週7休相当		4週6休相当	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ファン類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21

(3) 見積価格等を参考として定める単価

製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考にして単価を設定する場合は、公共建築工事標準仕様書の施工条件（行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日に施工しないことを原則とすること等）により見積依頼するため、当該単価は補正の対象としない。